

# 災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いFAQ

令和6年1月  
国税庁

災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いについて、よくある質問を取りまとめましたので、参考にしてください。

(注) このFAQは、令和6年1月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

## ◆◆ 問合せ先に関するご案内 ◆◆

このFAQについて、お知りになりたいことがありましたら、所轄の税務署にお電話いただくようお願いいたします。

一般的なご質問については、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。

また、個別のご相談については、番号「2」を選択してください。税務署窓口での相談は事前予約制となっていますので、窓口での相談を希望される場合は、番号「2」を選択の上、相談日時等のご予約をお願いします。

なお、被災地を所轄する国税局・税務署においては、電話がつながりにくい状況となっている場合がありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

## 《 目 次 》

### < 1 法人税の取扱い >

#### 【1 災害関係費用全般】

[Q 1] 災害による損失や被災者に対する支援に関する法人税の取扱いとして、どのようなものがありますか。…………… 5

#### 【2 資産の評価損】

[Q 2] 災害により、保有する資産に著しい損傷が生じていますが、税務上、評価損の計上が認められるのでしょうか。また、評価損の計上の対象となるのは、どのような資産ですか。…………… 8

#### 【3 復旧等のために支出する費用】

[Q 3] 二次災害を回避するなどの目的で、被災した建物について耐久性を高めるための補強工事又は排水若しくは土砂崩れの防止等のための工事等を行った場合に、これらの工事等に要した費用は、税務上、損金の額に算入されるのでしょうか。…………… 8

[Q 4] 被災した鉄道線路、電線路、ガス管、水道管、コンベアなどの一部を取り替えた場合には、修繕費として処理してよいのでしょうか。…………… 9

[Q 5] 被災資産以外の資産について耐久性を高めるための工事を行った場合に、その工事に要した費用は修繕費として処理してよいのでしょうか。…………… 9

[Q 6] 被災した建物等の修繕に代えて新規に資産を取得した場合、その取得費用を修繕費とすることは認められますか。…………… 9

[Q7] 災害による地盤沈下又は地割れにより地盛りを行った場合、その費用は損金の額に算入できますか。…………… 10

#### 【4 従業員等に支給する災害見舞金品】

[Q8] 従業員等に対して支給した災害見舞金品は、福利厚生費として損金の額に算入されますか。…………… 10

[Q9] 既に退職した従業員又は採用内定者に対して従業員と同一の基準で支給した災害見舞金品は、どのように取り扱われますか。…………… 10

#### 【5 災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等】

[Q10] 災害見舞金に充てるために「構成員相互の扶助等に係る規約等」に基づき拠出する分担金については、損金の額に算入されるとのことでありますが、この「構成員相互の扶助等に係る規約等」には、どのようなことを定める必要がありますか。…………… 11

[Q11] あらかじめ定められている規約等に基づく分担金でなければ、損金の額に算入されないのでしょうか。…………… 11

[Q12] 当連合会は、各都道府県に設置した同業団体（県団体）を構成員とする全国組織の連合会（全国団体）です。災害によって、他の県団体（A団体など）に所属する構成員に被害を受けた者がいることから、被害を受けなかった県団体（B団体など）の構成員から分担金を集め、災害見舞金として拠出したいと考えています。

同業団体の構成員が被災した場合に、その被災した構成員に対する災害見舞金に充てるために当該同業団体の他の構成員が拠出することとなる分担金については、一定の要件の下、損金の額に算入されるという取扱いがあります。

当連合会のように、県ごとに別々の県団体を有し、分担金を拠出するB団体などの構成員と分担金を受けることとなるA団体などの構成員とが異なる組織（県団体）の構成員である場合には、同様に取扱うことはできないのでしょうか。…………… 12

#### 【6 取引先に対する災害見舞金等】

[Q13] 交際費等に該当しないとされる災害見舞金とはどの程度の金額をいうのでしょうか。取引先で発生した災害損失額の範囲内であれば金額の多寡を問わないのでしょうか。…………… 13

[Q14] 法人が、被災した取引先の役員や使用人に対して個別に支出する災害見舞金品は、どのように取り扱われますか。…………… 13

#### 【7 取引先に対する売掛金等の免除等】

[Q15] 当社では、商社を通じた取引により商品を納入している得意先が災害により被害を受けました。この得意先とは、当社が自ら価格交渉を行うなど実質的な取引関係にあることから、その復旧支援を目的として、この得意先に係る売掛金の一部について、商社を通じて免除することを検討しています。

ところで、法人が、災害により被害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金等の全部又は一部を免除した場合には、その売掛金等を免除したことによる損失は、損金の額に算入されるとのことでありますが、この場合の取引先には、当社の得意先のように直接取引を行っていない者も含まれるのでしょうか。…………… 14

[Q16] 被災した法人と取引をしているのは当社も含めて10社程度ですが、当社だけが売掛債権を免除しても、寄附金又は交際費等以外の費用として取り扱われるのでしょうか。…………… 14

[Q17] 売掛債権の免除は、いつまでに行ったものが損金として認められるのでしょうか。…………… 15

## 【8 取引先に対する低利又は無利息による融資】

[Q18] 法人が、災害により被害を受けた取引先に対して低利又は無利息による融資を行う場合に、通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額が寄附金に該当しないものとされるためには、その融資期間や融資額に何か制限はありますか。…………… 15

[Q19] 法人が、災害により被害を受けた取引先に対して既に行っている貸付けに係る貸付金の利子を減免した場合は、どのように取り扱われるのでしょうか。…………… 15

## 【9 自社製品等の被災者に対する提供】

[Q20] 当社では、得意先の従業員等が避難している特定の避難所に対して、救援物資として自社製品を提供しました。法人が、被災した地域の住民に対して自社製品を提供した場合、その提供に要する費用の額は損金の額に算入されるとのことですが、当社のように特定の避難所に対して行う自社製品の提供も同様に取り扱いされますか。…………… 16

[Q21] 自社製品等とはどのようなものをいうのですか。他の者から購入したものも含まれるのでしょうか。…………… 16

[Q22] メーカーである当社が、当社の製品等を取り扱っている小売業者に対し、災害により滅失又は損壊した商品（自社製品）と同種の商品を交換又は無償で補填した場合にも、その交換又は補填に要した費用は交際費等に該当しないものとして取り扱いされますか。…………… 17

[Q23] 当社の社員を災害復旧活動にボランティアとして派遣した場合に、ボランティア活動中の給与相当額は、寄附金として取り扱いされますか。…………… 17

## 【10 法人税に関するその他の取扱い】

[Q24] 法人が、被災に伴って義援金や見舞金を受け取った場合には、税務上、益金の額に算入されるのでしょうか。…………… 18

## < 2 消費税の取扱い >

### 【1 仕入税額控除】

[Q25] 被災により消費税の課税仕入れに係る帳簿書類を消失したのですが、消費税の仕入税額控除は認められますか。

また、売手である適格請求書発行事業者が被災したことで適格請求書の交付を行うことができず、買手においてその保存をすることができなかつた場合にも消費税の仕入税額控除は認められますか。…………… 19

### 【2 被災者等に対する災害見舞金等】

[Q26] 従業員や取引先に対して金銭により支出する災害見舞金は、消費税法上どのように取り扱われますか。…………… 19

[Q27] 自社製品等を被災者等に無償で提供した場合、消費税法上どのように取り扱われますか。… 19

[Q28] 被災した取引先に対して、その取引先が復旧過程にある期間内に復旧支援を目的として売掛金等の債権の全部又は一部を免除した場合、消費税法上はどのように取り扱われますか。…… 20

## < 3 源泉所得税の取扱い >

### 【1 源泉徴収の要否】

[Q29] 当社では、被災した従業員や役員に対し、住宅や家財の損害の程度に応じて見舞金を支給することにしました。この見舞金については、給与として源泉徴収が必要でしょうか。…………… 21

[Q30] 当社では、慶弔見舞金規程を改めて、従業員や役員の父母等の家屋が災害により被害を受けた場合、従業員や役員に対し一定の見舞金を支給することにしました。この見舞金については、給

与として源泉徴収が必要でしょうか。……………	21
[Q31] 当社では、被災した従業員に対して、当面の生活に必要な資金を無利息で貸与することにしました。この場合、貸付期間に応ずる利子相当額の経済的利益については、給与として源泉徴収が必要でしょうか。……………	22
[Q32] 当社では、自宅が災害により居住不能になった従業員や役員に対して、新たな住居に入居できるまで又は自宅の修繕が完了して居住可能となるまでの間、無償で社宅を貸与することにしました。この場合、無償で社宅を貸与することによる経済的利益については、給与として源泉徴収が必要でしょうか。……………	22
[Q33] 当社では、従業員が災害により通勤に利用する鉄道が利用できないため、タクシーなど他の交通手段を利用した場合には、他の交通手段に係る交通費を支給することにしています。この場合において、その支給する交通費は給与として源泉徴収が必要でしょうか。……………	23
[Q34] 当社では、従業員が災害により自宅に大きな損害を受けましたが、このような従業員に対して支払う給与について源泉徴収をしなければならないのでしょうか。……………	23
<b>【2 非課税貯蓄等の払出し】</b>	
[Q35] 災害に際し、財形住宅（年金）貯蓄を払い出そうと思いますが、非課税で払い出すことはできますか。……………	24

※ カッコ内の略語は、次のとおりです。

通 法……………国税通則法  
通 令……………国税通則法施行令  
法 法……………法人税法  
法 令……………法人税法施行令  
所 法……………所得税法  
所 令……………所得税法施行令  
消 法……………消費税法  
消 令……………消費税法施行令  
措 法……………租税特別措置法  
措 令……………租税特別措置法施行令  
措 規……………租税特別措置法施行規則  
災免法……………災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律  
災免令……………災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令  
法基通……………法人税基本通達  
所基通……………所得税基本通達  
消基通……………消費税法基本通達  
措 通……………租税特別措置法関係通達（法人税編）

## < 1 法人税の取扱い >

### 1 災害関係費用全般

#### 【災害関係費用】

[Q 1] 災害による損失や被災者に対する支援に関する法人税の取扱いとして、どのようなものがありますか。

[A]

被災した法人の災害による損失や被災者に対して支援を行った法人に関する法人税の取扱いとしては、次のようなものが定められています。

なお、これらの取扱いのうち、(1)から(8)までの項目は被災した法人における取扱いであり、(9)から(15)までの項目は被災者に対して支援を行った法人における取扱いとなります。

#### (1) 災害により滅失・損壊した資産等

法人の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合に、その被災に伴い次のような損失又は費用が生じたときには、その損失又は費用の額は損金の額に算入されます（法法 22③）。

- ① 商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失
- ② 損壊した資産の取壊し又は除去のための費用
- ③ 土砂その他の障害物の除去のための費用

#### (2) 資産の評価損 < 関連する質問：Q 2 >

法人の有する棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産につき災害による著しい損傷が生じたことにより、その時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、帳簿価額と時価との差額につき、損金経理をすることにより、損金の額に算入することができます（法法 33②）。

#### (3) 復旧のために支出する費用 < 関連する質問：Q 3～Q 7 >

法人が、災害により被害を受けた固定資産（その被害に基づき評価損を計上したものを除きます。以下「被災資産」といいます。）について支出する次のような費用に係る資本的支出と修繕費の区分については、次のとおりとなります（法基通 7-8-6）。

- ① 被災資産についてその原状を回復するための費用は、修繕費となります。
- ② 被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用について、修繕費としているときは、この処理が認められます。
- ③ 被災資産について支出する費用（①又は②に該当するものを除きます。）の額のうち、資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合、その金額の 30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認められます。

#### (4) 損壊した賃借資産に係る補修費

法人が賃借資産（賃借をしている土地、建物、機械装置等をいいます。）につき修繕等の補修義務がない場合においても、当該賃借資産が災害により被害を受けたため、当該法人

が、当該賃借資産の原状回復のための補修を行い、その補修のために要した費用を修繕費として経理しているときは、この処理が認められます（法基通7-8-10）。

(5) 災害損失特別勘定の繰入額の損金算入等

法人が、災害のあった日の属する事業年度において、災害により被害を受けた棚卸資産、固定資産等の修繕等のために、災害のあった日から1年以内に支出する費用の適正な見積額として繰入限度額以下の金額を、損金経理により災害損失特別勘定に繰り入れた場合には、その災害損失特別勘定として繰り入れた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されます。

また、災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度において、災害損失特別勘定の残額がある場合には、その残額を取り崩して益金の額に算入することとなりますが、やむを得ない事情により修繕等が遅れているときは、税務署長等の確認を受けることにより、その修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度まで、その残額の益金算入の時期を延長することができます（法基通12-2-5~12-2-15）。

この取扱いについては、

- ・「[災害損失特別勘定など災害関係諸費用に関する法人税の取扱いに係る質疑応答事例](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2017/pdf/05.pdf)」  
([https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei\\_gaiyo2017/pdf/05.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2017/pdf/05.pdf))
- ・「[災害損失の繰戻しによる法人税額の還付（法人税法第80条第5項）及び仮決算の中間申告による所得税額の還付（同法第72条第4項、第78条）の適用を受ける場合の申告書等の記載例](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2017/pdf/02.pdf)」  
([https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei\\_gaiyo2017/pdf/02.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2017/pdf/02.pdf))

においても公表されていますので、参考としてください。

(6) 災害による損失金の繰越し

法人の有する棚卸資産、固定資産等について災害により生じた損失に係る欠損金額（災害損失欠損金額）がある場合には、その損失の発生した事業年度が青色申告書を提出できない事業年度であっても、その災害損失欠損金額に相当する金額は、その事業年度から10年間にわたって繰り越して控除されます（法法58）。

(7) 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付

災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間（災害欠損事業年度）において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その災害欠損事業年度開始の前1年（青色申告書である場合には、前2年）以内に開始した事業年度（還付所得事業年度）の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができます（法法80）。

(8) 仮決算の中間申告による所得税額の還付

災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失金額がある場合には、仮決算の中間申告において、その中間期間において課される所得税額（復興特別所得税額を含みます。）でその中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額（災害損失金額を限度）の還付を受けることができます（法法72、78）。

(9) 被災者用仮設住宅の設置費用

法人が、災害により被災した従業員等の住居として一時的に使用する建物（仮設住宅）の用に供する資材（仮設住宅用資材）の取得又は賃借をして仮設住宅を設置した場合において、当該仮設住宅の組立て、設置のために要した金額につきその居住の用に供した日の属する事業年度において費用として経理をしているときは、この処理が認められます（法基通 7-3-17 の 3）。

(10) 従業員等に支給する災害見舞金品 <<関連する質問：Q 8、Q 9>>

法人が、災害により被害を受けた従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品に要する費用は、福利厚生費として損金の額に算入されます（措通 61 の 4(1)-10(2)）。

また、法人が、自己の従業員等と同等の事情にある専属下請先の従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品に要する費用についても、同様に損金の額に算入されます（措通 61 の 4(1)-18(4)）。

(11) 災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等 <<関連する質問：Q10~Q12>>

法人が、所属する同業団体等の構成員の有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補填を目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等に基づき合理的な基準に従って、同業団体等から賦課され、拠出した分担金等は、その支出する事業年度の損金の額に算入されます（法基通 9-7-15 の 4）。

(12) 取引先に対する災害見舞金等 <<関連する質問：Q13、Q14>>

法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は、交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます（措通 61 の 4(1)-10 の 3）。

(13) 取引先に対する売掛金等の免除等 <<関連する質問：Q15~Q17>>

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は、寄附金又は交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます。

また、既に契約で定められたリース料、貸付利息、割賦代金の減免を行う場合及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様に取り扱われます（法基通 9-4-6 の 2、措通 61 の 4(1)-10 の 2）。

(14) 取引先に対する低利又は無利息による融資 <<関連する質問：Q18、Q19>>

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として低利又は無利息による融資を行った場合における通常收受すべき利息と実際に收受している利息との差額は、寄附金に該当しないものとして損金の額に算入されます（法基通 9-4-6 の 3）。

(15) 自社製品等の被災者に対する提供 <<関連する質問：Q20~Q23>>

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等に該当しないもの（広告宣伝費に準ずるもの）として損金

の額に算入されます（法基通 9-4-6 の 4、措通 61 の 4(1)-10 の 4）。



## 2 資産の評価損

### 【被災資産の評価損】

[Q 2] 災害により、保有する資産に著しい損傷が生じていますが、税務上、評価損の計上  
が認められるのでしょうか。また、評価損の計上の対象となるのは、どのような資産で  
すか。

[A]

法人の有する商品、店舗、事務所等の資産につき災害による著しい損傷が生じたことによ  
り、その資産の時価が帳簿価額を下回ることとなった場合において、損金経理によりその時  
価と帳簿価額との差額を減額したときは、その減額した日の属する事業年度の損金の額に算  
入することができます（法法 33②、法令 68①）。

この場合、評価損を計上することができる資産には、法人の有する棚卸資産、固定資産等  
が該当するほか、他の者の有する固定資産を利用するために支出した分担金等に係る繰延資  
産についても、評価損の計上の対象とすることができます。



## 3 復旧等のために支出する費用

### 【被災資産の耐久性を高めるための補強工事費用等】

[Q 3] 二次災害を回避するなどの目的で、被災した建物について耐久性を高めるための補  
強工事又は排水若しくは土砂崩れの防止等のための工事等を行った場合に、これらの工  
事等に要した費用は、税務上、損金の額に算入されるのでしょうか。

[A]

これらの工事等は、被災建物の崩壊等の被害を防止するなど、被災資産の被災前の効用を  
維持するためのものが多いと考えられます。

このため、これらの工事等のために支出した費用について、法人が、これを修繕費として  
経理したときは、その処理が認められます（法基通 7-8-6(2)）。





**【被災した鉄道線路等の取替費用】**

[Q 4] 被災した鉄道線路、電線路、ガス管、水道管、コンベアなどの一部を取り替えた場合には、修繕費として処理してよいでしょうか。

[A]

これらの取替工事は、被災資産の被災前の効用を維持するためのものであると考えられません。

このため、これらの取替工事のために支出した費用について、法人が、これを修繕費として経理したときは、その処理が認められます（法基通7-8-6(2)）。



**【被災資産以外の資産の耐久性を高めるための工事費用】**

[Q 5] 被災資産以外の資産について耐久性を高めるための工事を行った場合に、その工事に要した費用は修繕費として処理してよいでしょうか。

[A]

被災資産以外の資産について耐久性を高めるための工事を行った場合には、原則として、その工事に要した費用は、その資産の使用可能期間の延長又は価額の増加をもたらすものとして資本的支出に該当し、その支出金額が新たな減価償却資産の取得価額となります（法令55、132）。



**【被災資産の修繕に代えて新規に取得した資産の取得費用】**

[Q 6] 被災した建物等の修繕に代えて新規に資産を取得した場合、その取得費用を修繕費とすることは認められますか。

[A]

法人が、被災資産の修繕に代えて新規に資産を取得した場合には、新たな資産の取得に該当し、その取得のために支出した金額は資産の取得価額となります（法基通7-8-6(注)1）。

したがって、その取得費用を修繕費として処理することは認められません。

なお、この場合、被災した建物等を取り壊しているときには、その建物等の帳簿価額を除却損として計上することになります。





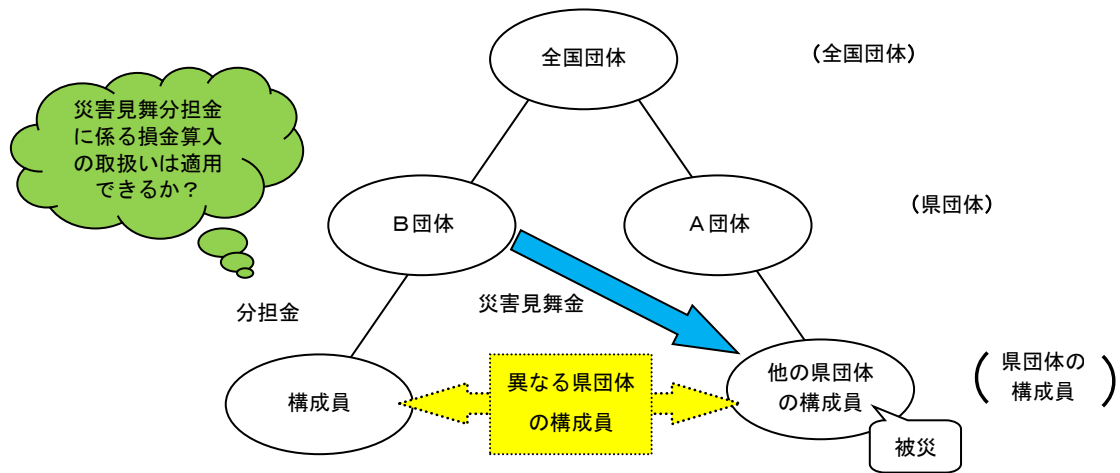


**【他の県団体等の構成員に対する災害見舞金に充てるための分担金等】**

[Q12] 当連合会は、各都道府県に設置した同業団体（県団体）を構成員とする全国組織の連合会（全国団体）です（下図参照）。災害によって、他の県団体（A団体など）に所属する構成員に被害を受けた者がいることから、被害を受けなかった県団体（B団体など）の構成員から分担金を集め、災害見舞金として拠出したいと考えています。

同業団体の構成員が被災した場合に、その被災した構成員に対する災害見舞金に充てるために当該同業団体の他の構成員が拠出することとなる分担金については、一定の要件の下、損金の額に算入されるという取扱い（以下「災害見舞分担金に係る損金算入の取扱い」といいます。）があります（法基通9-7-15の4）。

当連合会のように、県ごとに別々の県団体を有し、分担金を拠出するB団体などの構成員と分担金を受けることとなるA団体などの構成員とが異なる組織（県団体）の構成員である場合には、同様に取り扱うことはできないのでしょうか。



[A]

お尋ねは、同一の連合会傘下の異なる組織（県団体）の構成員に対する災害見舞金に充てるための分担金ということですが、分担金を負担する構成員が属する同業団体等と、被災した構成員が属する他の団体との事業関連性などからみて、構成員相互の扶助等を目的として実施するものであれば、災害見舞分担金に係る損金算入の取扱い（法基通9-7-15の4）と同様に取り扱いすることになります。

なお、損金算入の取扱いにおける一定の要件については、[Q10]を参照してください。



















10 法人税に関するその他の取扱い

【義援金や見舞金を受け取った法人】

[Q24] 法人が、被災に伴って義援金や見舞金を受け取った場合には、税務上、益金の額に算入されるのでしょうか。

[A]

法人税法上、法人が受けた義援金や見舞金の収入金額は益金の額に算入されます（法法 22 ②）。

（注） 災害により被害を受けた法人の有する商品、店舗、事務所等の資産の損失額は、損金の額に算入されます。





① 自社製造商品の提供

自社で製造している商品（課税資産）の材料費等の費用は、課税売上げにのみ要する課税仕入れに該当します。

② 購入した商品等の提供

イ 通常、自社で販売している商品（課税資産）の仕入れは、課税売上げにのみ要する課税仕入れに該当します。

ロ 被災者に必要とされる物品を提供するために購入したイ以外の物品（課税資産）の購入費用は、課税・非課税共通用の課税仕入れに該当します（消基通 11-2-17）。

(注) 自社製品等を被災者等に提供する際に支出した費用（被災地までの旅費、宿泊費等）に係る課税仕入れは課税・非課税共通用の課税仕入れに該当します。



**【売掛債権の免除】**

[Q28] 被災した取引先に対して、その取引先が復旧過程にある期間内に復旧支援を目的として売掛金等の債権の全部又は一部を免除した場合、消費税法上はどのように取り扱われますか。

[A]

消費税の課税取引に係る売掛金等の債権の額の全部又は一部の減額により、売上げに係る対価の返還等を行った場合は、その返還等をした対価に含まれる消費税額を課税標準額に対する消費税額から控除することとされています（消法 38①）。

したがって、法人が被災した取引先に対して、その取引先が復旧過程にある期間内に復旧支援を目的として売掛金等の債権（課税取引に係る債権に限ります。）の全部又は一部を免除した場合で、その売掛金の免除による損失の額が法人税法上の寄附金及び交際費等以外の費用とされるものについては、当該費用として処理した売掛債権に係る消費税額を、その処理した課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができます。

なお、その場合、原則として取引先に対して適格返還請求書の交付が必要となります（消法 57 の 4③）。

(注) 金銭の貸付けは不課税取引ですので、その貸付金の全部又は一部の返済を免除した場合は消費税の課税関係は生じません。











